障がいのある学生へのサポート

本学科では、障がいや疾病の症状のため修学に不安がある学生、何らかの配慮を必要とする学生が、適切な支援や配慮を受けることで、修学を継続し夢を実現できるよう合理的配慮を行っています。
合理的配慮は、何らかの配慮を必要とする学生が、他の学生と同じスタートラインに立って学べること、障がいや疾病のため生じた通常以上に高いハードルを取り除き安心して夢の実現にむけた努力ができることを保障するものです。
授業や実習の内容自体を変更することや、試験の評価基準を変更する（例：合格基準の点数以下で合格にする）ことはありません。配慮を申し出ることは甘えである、ズルをしていると考えて、相談をためらう方もおられるかもしれませんが、同じスタートラインに立って頑張れる状況を整えるのが合理的配慮です。
修学するにあたっての不安や困りごとが生じた時には、まず、事務センターにお問い合わせください。

Q＆A（配慮例）
※実際の支援内容は、個別事情と授業の内容や目的に合わせて相談の上決定します。
Q1．配慮の内容は、どのようにして決定しますか？
Q1．ご本人の困難の状況とご希望をうかがいます。そして、授業の趣旨と評価基準を変更しない範囲内でできる対応を一緒に検討します。
Q2．心疾患のため、運動強度の強い活動に制限があります。
A2．授業等における、身体運動を伴う活動への参加および評価の仕方について配慮の仕方を検討します。

Q3．定期受診が平日にしかできないため、時々欠席せざるを得ない科目があります。
A3．やむを得ず欠席となる授業について、指導や情報提供等に関する配慮ができます。具体的な該当科目や頻度を教えてください。一緒に検討しましょう。

Q4．書字に困難があり、板書やレポート作成に時間がかかります。
A4．試験時間の延長やパソコン入力による板書、レポート作成等の配慮ができます。ニーズに沿った学修の方法を一緒に検討しましょう。

Q5．不安や緊張で腹痛を起こしやすいため、授業中にトイレに行きやすくしてほしいです。
A5．授業者に事情を伝えることや、入り口近くに指定席を設けるなど、授業に集中しやすい方法を一緒に検討しましょう。

Q6．風邪をひいて受けられなかったテストがあります。配慮してもらえますか？

Q6．風邪は誰もが経験しうる一過性の疾病のため、原則として申請による配慮の対象としていません。大学の規定にそって追試験ないし再試験の手続きを行って下さい。
事情があり配慮についての相談をご希望の場合は、遠慮なく事務センターに申し出てください。

大学としてのお約束

・配慮に関する相談および申請に際してうかがった個人情報は、配慮支援の実施と関連する相談業務でのみ使用し、本人の許可なく他者及び他機関に知らせることはありません。
・配慮を受けることや相談をすることによる、成績その他の不利益は生じません。
・配慮を受けている学生には、定期的な相談支援を行い、支援内容の修正や変更などのニーズに対応できる体制を整えています。